

岩手県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成22年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成22年4月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
菅野謙市後援会	及川 正夫	神山 博	奥州市江刺区玉里字熊野16番地
新地域政策研究会	長谷川 忠久	長谷川 みつ子	釜石市浜町一丁目2番10号 長谷川忠久宅
鈴木けんさく後援会	菊池 隆	中村 孝雄	北上市柳原町三丁目13番24号
滝田勇美後援会	佐藤 友哉	高橋 郁子	北上市新穀町一丁目2番4号ザ・ウイングス 402号 滝田勇美宅
飛翔（はばたき）の会	笹村 研司	松田 嘉幸	釜石市浜町一丁目2番10号 長谷川忠久宅
長谷川忠久後援会	前川 松雄	長谷川 みつ子	釜石市浜町一丁目2番10号